

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第20回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2026年5月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日のご報告内容について

- **北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道NW」という。）及び北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）における非公開情報の漏えい事案については、第11回制度設計・監視専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）において**モニタリングを実施**することとしたところ。**
- また、第15回制度設計・監視専門会合において、第1回モニタリングとして、委員会において両社の社長との面談を実施した旨、第17回制度設計・監視専門会合において、第2回モニタリングとして、委員会事務局において両社に対する現地ヒアリング等を実施した旨、第19回制度設計・監視専門会合において、第3回モニタリングとして、オンラインヒアリングを実施した旨を、それぞれ御報告させていただいたところ。
- 本日は、**第4回モニタリング**として、委員会事務局において、**北海道NW及び北海道電力に対してオンラインヒアリングを実施**したことから、その結果について御報告させていただく。

(参考)第1回、第2回モニタリングの概要

- 第1回のモニタリングとして、委員会は北海道電力及び北海道NWの社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、について**両社の社長との面談を実施**した。
- 第2回モニタリングとして、①法令遵守意識向上に係る取組、②現地における情報管理状況、③主要な論点の進捗について、事務局が**直接両社を訪問しヒアリングを実施**した。

【実施概要】

対象事業者	第1回日時 (方式)	第2回日時 (方式)
北海道電力ネットワーク株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	2025年10月20日 (対面)	2025年12月11日、12日 (現地ヒアリング_札幌本店) 2025年12月19日、24日 (オンラインヒアリング)
北海道電力株式会社 (業務改善勧告対象事業者)		2025年12月11日 (現地ヒアリング_札幌本店) 2025年12月25日 (オンラインヒアリング)

(参考)第3回モニタリングの概要・内容

- 今回のテーマである、①第2回モニタリングで確認した評価の観点の進捗、②内部通報や災害対応等の他観点について、オンラインによるヒアリングを行った。

【実施概要】

対象事業者	第3回日時 (方式)
北海道電力ネットワーク株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	2026年2月18日、19日 (オンラインヒアリング)
北海道電力株式会社 (業務改善勧告対象事業者)	2026年2月26日、27日 (オンラインヒアリング)

【確認内容詳細】

確認事項	ヒアリングの観点
①第2回モニタリングで確認した評価の観点の進捗	✓ 第2回モニタリングで確認した下記論点について進捗や課題への対応状況を確認 ①委託先管理、②リスク評価・業務総点検、④ITガバナンス、⑤3線管理体制・従業員意識向上施策
②内部通報や災害対応等の他観点	✓ 内部通報制度の体制整備及び運用 ✓ 災害時の対応ルール制定、災害発生時における非公開情報の取扱い ✓ 人事異動や人事評価などその他評価の観点の状況

第4回モニタリングの概要・内容

- 今回のテーマである、①**第3回モニタリングで確認した評価の観点の進捗**について、**オンラインによるヒアリング**を行った。

【実施概要】

対象事業者	第4回日時（方式）
北海道電力株式会社 （業務改善勧告対象事業者）	2026年4月22日、27日 （オンラインヒアリング）
北海道電力ネットワーク株式会社 （業務改善勧告対象事業者）	2026年5月8日、11日 （オンラインヒアリング）

【確認内容詳細】

確認事項	ヒアリングの観点
①第3回モニタリングで確認した評価の観点の進捗	✓ 第3回モニタリングで確認した下記論点について進捗や課題への対応状況を確認 ①委託先管理、②リスク評価・業務総点検、③ITガバナンス、④3線管理体制・従業員意識向上施策、⑤人事異動等その他論点

ヒアリングに係る事務局の所感(確認結果)

- 今回のヒアリングを通じ、両社とも前回に引き続き業務改善計画に従い、対応が進められていた。加えて、第3回モニタリング時より施策を進めていることを確認できた。
- 北海道電力については、主要な施策が終了し、業務改善計画が終了段階に入っていることを確認した。
- 前回の課題としていた委託先管理については、両社とも、重要な委託先を適切に選定し、委託先との取り決めに明確にした上で、委託先への支援やモニタリングを概ね完了させていることを確認した。
- 北海道電力は、委託先を独自の観点でグループ分けし、グループ毎に管理施策を定めた上で実際に施策を実施しているかのモニタリングを行っていた。特定関係事業者も重要な委託先に準じた取扱いとし、情報管理体制を整備した上で実地モニタリングの対象とされていた。
- 北海道NWは、委託先を独自の観点でグループ分けし、グループ毎に管理施策を定めた上で実際に施策を実施しているかのモニタリングを行っていた。加えて、重要な委託先である北海道電力との双方からの委託先については、委託先の情報管理に係る施策について各社と詳細な取り決めをしていた。さらに、重要な委託先の再委託先の一覧を作成し、再委託先についてもモニタリングを行っていた。

ヒアリングに係る事務局の所感(確認結果)

- 同じく前回の課題としていた**システム総点検**については、両社とも、それぞれの**システム総点検方法に基づき、全システムを対象として点検を実施し、完了させていることを確認した。**
- **北海道電力は、全システムを対象とし、北海道NWとデータ連携する可能性のあるものを抽出した上で、適切に情報遮断ができていることを点検していた。**
- **北海道NWは、全システムを対象とし、システムの連系図を作成しつつ、システムが法令上の要件を満たしているかのチェックを各システムについて行っていた。**

ヒアリングに係る事務局の所感(今後の課題)

- **リスク評価:北海道NWにおいては、業務総点検は完了したものの、リスク評価を継続して検討中**である。前回に引き続き、**行為規制に関するリスクを網羅的に把握し評価することは、他施策にも影響することから、評価手法や進捗に留意する。**
- **共有フォルダ等の管理施策:北海道NWにおいては、共有フォルダ等の管理に係る施策を進めている。**前回に引き続き、**情報漏えいが生じないようルールを策定し、運用を開始しているが、実効性を伴っているかを継続して確認する必要がある。**

今後のモニタリングについて

- 第4回モニタリングをもって、ヒアリングや実地確認等による**両社の取組状況の確認は終了**とし、第15回制度設計・監視専門会合において報告させていただいたとおり、**採点作業に移る**こととする。
- 採点作業における採点基準となる「評価の観点」については、**昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング**（以下「前回モニタリング」という。）**において用いたもの**（令和6年4月26日に開催された第96回制度設計専門会合にて御報告）**を使用**することとする。

〈集中改善期間に係るモニタリングの実施状況〉

第1回（実施済）	第2回（実施済）	第3回（実施済）	第4回（実施済）
✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダーシップ など	✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 現地における情報管理状況 ✓ 評価の観点の進捗など	✓ 第2回で確認した評価の観点の状況確認 ✓ 評価の観点の進捗(内部通報、災害対応、人事異動) など	✓ 第3回で確認した評価の観点の状況確認 など

(参考) 採点の趣旨

- 採点は、内部統制の強化等、集中改善期間において各社が様々な再発防止策の実施に取り組んできた中、事務局がその進捗状況を客観的に確認した結果を社会に公表することを目的としている。
- 採点結果については、集中改善期間終了後の事務局のモニタリング体制のメリハリ付けに活用する。
- また、各社においては、客観的に行われた外部評価の一つとして、内部統制体制の更なる向上のための社内の取組に活用することも可能。

- 評価の観点は、**米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO) のフレームワーク (以下「COSOフレームワーク」という。)**を基に作成している。フレームワークは、「5つの構成要素」、「17の原則」、「87の着眼点」、「90の適用方法」等で構成されているが、それらは財務報告目的を主眼に置いた内容となっているところ、評価の観点の作成にあたっては、**行為規制遵守及び再発防止の観点からCOSOフレームワークの記載をアップデートし、重要度に鑑みて取捨選択している。**なお、一般送配電事業者とみなし小売電気事業者は同じ評価の観点を用いて採点するが、一部の評価の観点については一般送配電事業者のみを評価対象とする。
- **COSOフレームワークは、内部統制の設計、適用及び運用ならびに内部統制の有効性の評価に関するフレームワークとして広く認識されており、構成要素は以下の5つである。**
 - **統制環境**
組織の気風を決定し、統制に関する組織内のすべての者の意識に影響を与えるとともに、他の構成要素に影響を及ぼすもの
 - **リスク評価**
組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別し、分析及び評価するプロセス
 - **統制活動**
経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定められる方針及び手続
 - **情報と伝達**
必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること
 - **モニタリング活動**
内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス

- 事務局は、集中改善期間中に各事業者の取組状況について4回に分けてモニタリングを実施してきた（事業者に対するヒアリングは、事前準備や事後整理の時間を含めて約450時間実施）。モニタリングにおいて確認した事項及び入手した資料を更に精査した上、必要に応じて事業者と議論しながら採点を進めていく。
- 採点は、「評価の観点」（一送：107項目、小売：79項目）ごとに「**2点**」「**1点**」「**0点**」の**3段階評価**（※）を行った上、「5つの構成要素」ごとに平均点を算出することを想定している。また、「5つの構成要素」の平均点について、一定以上の点数を求めるといった機械的基準は設けないこととする。

※ 3段階評価のおおよその基準（2点：概ね実施できている、1点：実施が不十分・途中、0点：実施できていない）
- 結果の公表資料としては、「**5つの構成要素**」の平均点を**レーダーチャート形式のグラフ**にして公表することを想定している。
- なお、システム物理分割等の対応に時間を要する取組みについては、一旦現時点の状況を確認した上で、対応になお一定の時間を要する旨を摘示するとともに、採点終了後も引き続き状況を確認することとする。

評価の観点の一部追加

- 以下の評価の観点については、今回の北海道NW及び北海道電力の事案を受け、**共有フォルダ等の管理が重要論点であることから、共有フォルダ等の記載を追加した**。同評価の観点では、**共有フォルダ等の管理ルールや遵守状況の確認も追加で採点対象とする**。

評価の観点一覧(抜粋)

No.	評価の観点	証跡 (例)
63	【ID/パスワード/共有フォルダ等管理ルール】 ・ID/パスワード/共有フォルダ等の管理に係るルールが明確になっているか。 また、当該ルールにおいては、パスワードの定期的な変更を求めるもしくは複雑なパスワードを必須とする等、情報漏えいや不正利用を防止する観点から十分な内容となっているか。	・ID/パスワード管理ルール ・情報管理規程(共有フォルダ管理ルール記載のもの)
64	【ID/パスワード/共有フォルダ等管理ルールの遵守状況の確認】 ・ID/パスワード/共有フォルダ等の管理に係るルールの遵守状況が確認されているか。	・ID/パスワード/共有フォルダ等管理ルールの遵守状況を確認した資料
65	【システム及び共有フォルダ等の権限設定】 ・IDが個人に紐付くものとなっており、システム及び共有フォルダ等の取り扱う情報に応じた適切な権限付与となっていることを確認しているか。	・システム及び共有フォルダ等の個人IDと権限設定一覧

19社モニタリングの実施状況について

- また、第19回制度設計・監視専門会合において、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリングの結果等を踏まえ、**一般送配電事業者及び特定関係事業者（全19社）**に対して、現時点で論点となった事項についてヒアリングを実施するとされた。
- 本件の結果についても、**今後事務局において取りまとめた上で、別途御報告**させていただく予定である。

※既に集中改善期間が終了した16社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社の3社

(参考)19社モニタリングについて

- 昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリングの結果等を踏まえ、**一般送配電事業者及び特定関係事業者（全19社※）**に対して、現時点で論点となっている事項についてヒアリングを実施(2026年3月～5月)する予定である。
- 実施した結果については、北海道NW及び北海道電力の採点結果と併せて御報告させていただきます予定である。

※既に集中改善期間が終了した16社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社の3社

確認事項	主な確認事項
行為規制遵守意識向上に向けた取組状況	✓ 従業員の行為規制遵守意識の向上に向けた取組状況 など
委託先管理	✓ 行為規制上重要な委託先及び委託業務の洗い出し状況 など
リスク評価	✓ 総点検の更新状況 など
ITガバナンス	✓ 物理分割プロジェクト など